

議案第 70 号

令和 5 年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度鴨川市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,203 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,031,293 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。
（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 5 年 12 月 1 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 県支出金		2,992,578	1,144	2,993,722
	1 県負担金	2,992,578	1,144	2,993,722
10 繰入金		366,919	2,059	368,978
	2 基金繰入金	109,123	2,059	111,182
歳入	合計	4,028,090	3,203	4,031,293

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		19,050	198	19,248
	1 総務管理費	11,916	198	12,114
11 諸支出金		3,871	3,005	6,876
	1 償還金及び還付加算金	3,071	2,059	5,130
	2 繰出金	800	946	1,746
歳 出	合 計	4,028,090	3,203	4,031,293

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
国民健康保険実績報告システム及び調整交付金システム保守点検業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	253
高額療養費支給システム機器保守点検等に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	132
高額療養費支給システム機器及び同システムに係る賃借料	自 令和5年度 至 令和6年度	773
市税等コンビニ収納事業	自 令和5年度 至 令和6年度	568
口座振替に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	118
徴収業務に係るシステム等使用料	自 令和5年度 至 令和6年度	309
特定健康診査受診勧奨に係る業務委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	4,774